**入退院届遅延理由書**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の11に基づき、病院管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは7日以内に保健所長あてに届け出なければならないところ下記の理由のため遅延いたしました。

患者氏名

遅延理由

改善策

　　年　　月　　日

医療機関名

病院管理者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名または記名押印のこと）

熊本市保健所長　殿